

PPPによる多目的交流拠点の価値向上に関する調査分析業務審査要領

1 選定委員会の設置

- (1) PPPによる多目的交流拠点の価値向上に関する調査分析業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領第8「優先交渉権者の決定に係る審査」は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。
- (2) 選定委員会の委員は、行革・政策監、健康=SDGs課長、同主幹、同プロジェクト推進係長とし、委員長を含む5名で審査します。

2 審査対象

企画提案書及び業務担当者によるプレゼンテーションを審査対象とします。

3 プレゼンテーションの実施方法

- (1) プレゼンテーションは、「PPPによる多目的交流拠点の価値向上に関する調査分析業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」の様式3に記載のある配置予定技術者のうち管理技術者が実施します。
- (2) 審査時間は提案20分以内、質疑10分以内とします。
- (3) 参加者は業務担当者とし、管理技術者を含め、3名までとします。
- (4) 審査当日に使用する機器については、安城市でプロジェクター、スクリーンを準備しますので、HDMIケーブルで接続可能なPC及びデータを持参してください。
- (5) 現時点で対面を想定します。社会情勢に応じ、ウェブミーティングによる審査となる場合があります。

4 審査における評価基準及び配点

別表「評価基準」のとおりとします。

5 審査方法

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (2) 委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉権者の候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。
- (3) ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とします。
- (4) 総合計点も同数の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とします。
- (5) 候補者が辞退した場合、又は候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とします。

別表：評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点	
技術点	実施方針・実施体制	実施方針の的確性	① 地域課題に対する多目的交流拠点の論点について ② 計画主体への論点確認方針 ③ 確認調査した要件に関する専門家委員会での評価方針	10
		スケジュールの的確性	① 全体スケジュールの妥当性・的確性	10
		実践の実現性	① 業務目的を達成するために必要な組織体制（役割分担）が示されているか。 ② 業務目的を達成するために必要な組織体制（役割分担）のうち、人員配置及びその構成が現実に遂行できる内容となっているか。 ③ 業務目的を達成するために必要な組織体制（役割分担）のうち、会社や人員の同種業務の実績・経験が確認でき、現実に遂行できる内容となっているか。	5
	企画提案内容	集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源への的確性	① 多目的交流拠点における、各要件「集客力を高め、まちづくりを支える持続可能な経営資源」としての要件は、「顧客経験価値の向上」、「多様な利用シーンの実現」、「収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革」、「まちづくりの中核となる多目的交流拠点」における現時点での評価、今後確認すべき事項 ② 経済波及効果等の算出に関する事項	25
		プロジェクト上流段階において検討されるべき事項への的確性	① 多目的交流拠点における、「プロジェクト上流段階において検討されるべき事項」としての各要件である「ステークホルダーの確認と検討体制の整備」、「顧客の把握と情報提供」、「収益性の検証と設計等への反映」、「管理（運営、維持、修繕等）の検討」における現時点での評価、今後確認すべき事項 ② 特に「スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスとリスク管理」について、多目的交流拠点におけるリスク分担及び対応策の基本的な考え方	10
		収益・財務に関する的確性	① 多目的交流拠点における、「収益・財務」としての各要件である「民間活力を活用した事業方式」、「多様な資金調達方式」における現時点での評価、今後確認すべき事項	5
		事業推進・運営に関する適格性	① 多目的交流拠点における、「事業推進・運営」としての各要件である「目標設定、評価、フィードバック」、「多目的交流拠点の運営における IT・データ活用」、「多目的交流拠点経営人材」における現時点での評価、今後確認すべき事項	5
		プレゼン	① 説明が理解しやすく説得力があるか。 ② 質問に対する回答が適切か。 ③ 業務に対して積極性が感じられるか。	10
	価格点	見積書	提案に対し、コストが適正であるか。 ※最低見積価格／当該業者の見積価格×20点	20
	合計			100